

## 第 4 号議案

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

### 提案理由

職員に支給する特殊勤務手当の見直しに伴い、消防業務従事手当について改正を行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の特殊勤務手当支給条例(平成17年豊後大野市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(消防業務従事手当)

第7条 第2条第5号に規定する手当は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 火災、救急等の業務に従事した消防職員 出動1回につき300円(ただし、次に掲げる業務に従事した消防職員にあつては、200円を加算した額)
  - ア 救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士である消防職員が行う救急業務
  - イ 空気呼吸器面体又は化学防護服等の装備を装着して行う消防活動
  - ウ 自動車専用道路又は鉄道線路内において行う消防活動
  - エ 潜水器具を着用して行う消防活動
  - オ アからエまでに掲げる業務と同等以上の危険性又は困難性が認められる活動として市長の承認を得て消防長が定める消防活動
- (2) 火災、救急等の業務に従事し県外に出動した消防職員 1当務につき2,600円
- (3) 大規模災害の発生区域において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項に規定する相互の応援に基づく消防活動に従事した消防職員又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事した消防職員 1日につき1,680円

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第7条の規定は、平成28年4月1日以後に従事した業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。